

即時決済取引に関する説明書兼同意書

本説明書兼同意書は、松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営する私設取引システム(金融商品取引法第2条第8項第10号に定める電子情報処理組織を指し、以下「PTS」といいます。)を利用して、お客様が取引を行う上で特に必要となる事項について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするものです。PTSでの取引に関しては原則としてネットストック取引規程が適用されますが、本説明書兼同意書の記載事項とネットストック取引規程を含むそれ以外の規定との間に齟齬がある場合、本説明書兼同意書に規定する事項が優先して適用されるものとします。

お客様は、即時決済取引を行うに当たっては、あらかじめ本説明書兼同意書(別紙を含む。)および当社が定める「即時決済取引ルール」(以下「取引ルール」といいます。)の全ての事項を十分にご理解し、ご同意いただく必要があります。

(即時決済取引)

- 第1条 PTSで行われる取引は、原則として、約定と受渡が同時に行われる取引(以下、「即時決済取引」といいます。)とします。
- PTSにおける取引は、原則として、当社が受託した注文の間で成立するものとします。
 - 当社は、即時決済取引により執行すべき注文をお客様から受託した場合、速やかにPTSに取次ぎます。

(売買価格の決定方法および約定の成立方法)

- 第2条 PTSにおいて取引が成立する価格は、銘柄ごとに当社が基準として定めた取引所(以下、「基準取引所」といいます。)の立会取引における約定値段として当社が任意に選定する投資情報配信会社より受信した価格から、1秒間隔で採用した価格(以下、「採用価格」といいます。)のうち最新のものと(当社では、取引所の約定値段をPTSの取引成立価格として用いる「市場価格売買方式」(金融商品取引法第2条第8項第10号に定める方法をいいます。)を採用しています。)、当該採用価格で約定処理を行います。ただし、即時決済取引の前場、後場それぞれの取引開始時および即時決済取引の売買停止(別紙2に定める場合をいいます。以下同じ。)の解除(売買再開)時において最初に取引が成立する価格は、取引開始および売買停止解除(売買再開)の後、当社が受信し、採用した最新の採用価格とします。
- PTSにおける注文状況が変動した場合には最新の採用価格で、注文状況が変動しない場合であっても、随時、最新の採用価格でそれぞれ取引が成立します。この場合、当該採用価格以上の買注文(成行の買注文を含むものとします。)と当該採用価格以下の売注文(成行の売注文を含むものとします。)が両方存在する場合に、それぞれの合計数量のいずれか少ない数量の株数全部について当該採用価格で取引が成立します。

- 3 複数の注文が存在する場合に、PTS において取引が成立する注文の順序は、第一に価格優先(値段の低い売注文が値段の高い売注文に優先し、値段の高い買注文が値段の低い買注文に優先することをいいます。また、成行注文は指値注文に優先するものとします。)とし、第二に時間優先(同一の値段条件の注文(成行注文同士の場合を含みます。))について受付時間の早いものを優先することをいいます。)とします。取引開始前および売買停止解除(売買再開)前の注文についても同様とします。
- 4 当社は、投資情報配信会社から受信した基準取引所の約定値段の一部に不整合が生じていると判断した場合には、当該値段を約定処理に用いないことができるものとします。
- 5 当社が即時決済取引の運営状態が正常でないと認めた場合、当社は、お客様にあらかじめ通知することなく注文受託および約定処理の一方または両方を停止することができるものとします。注文受託および約定処理の一方または両方を停止させた場合で、当日中に再開の見込みがないと当社が判断したときは、お客様から受託済みの注文を失効させることができるものとし、その旨を速やかにお客様の会員画面に反映して通知します。
- 6 当社は、本説明書兼同意書において別途定める場合または成立した取引が異常な価格での約定であると当社が判断した場合を除き、PTS において成立した取引の事後的な取消しまたはその内容の修正を行わないものとします。また、前項またはその他本説明書兼同意書の規定に基づく注文受託または約定処理の停止の場合において、事後的に、当該停止期間中における注文状況に従った約定処理も行わないものとし、約定処理の再開時は、再開後、当社が受信し、採用した最新の採用価格で取引が成立するものとします。

(現金および株式等の前受け)

第3条 お客様が即時決済取引において使用できる現金および株式等は、原則として次のとおりとします。発注に先立ちお客様が当社口座内に預託すべき委託手数料および消費税についても同様とします。

- (1) 発注時点において、現に当社口座内に処分可能な状態で預託されており、将来処分されることが予定されていない現金および株式等
 - (2) 次の取引所取引に係る現金および株式等であって、受渡日の翌営業日を迎えたもの
 - (イ) 現物売却代金
 - (ロ) 現物買付株式等
 - (ハ) 信用返済益金
 - (ニ) 現引株式等
 - (ホ) 現渡代金
- 2 個別の事例における前項の規定の具体的な適用は、取引ルールにおいて定めます。

(その他の基本的事項)

- 第4条 即時決済取引における注文から約定および決済に至るまでの基本的事項については別紙1のとおり定めます。
- 2 即時決済取引における売買の停止または制限等については別紙2のとおり定めます。
 - 3 即時決済取引において取引が成立した場合、当社は、速やかにお客様の会員画面に反映して通知します。
 - 4 別紙3に定める留意事項について、お客様はあらかじめ十分に理解するものとします。

(決済不履行時の取扱い)

- 第5条 取引所取引において当社に引き渡されるべき株式等に決済不履行が発生した場合、当社は、即時決済取引において当該銘柄の売買を制限できるものとします。
- 2 即時決済取引では、お客様が当社に預託した株式等および現金の範囲内で取引を行うため原則として決済不履行が発生することはありません。しかしながら、何らかの事情により即時決済取引において決済不履行が生じた場合、当社は、当該銘柄の決済の確実性を確保するため、不履行状態が解消するまで即時決済取引における当該銘柄の取引を制限し、または、会員画面に表示された売却代金または買付株式等を拘束することができるものとします。
 - 3 即時決済取引における決済不履行について、当該不履行により当社がお客様の取引の決済において立替えを行った場合、当社は、お客様に対して期限を定めて当該立替えに係る債務の履行を請求することができるものとします。この場合に、当該期限までに債務が履行されないときは、当社はおお客様の口座にある資産を任意に処分して債務の履行に充てること、なお不足がある場合にお客様に請求すること、当社の定める利率による遅延損害金を請求することができるものとします。
 - 4 天災地変その他やむを得ない理由により決済が不可能または著しく困難であると認められる場合には、当社は決済の条件を改めて定めることができるものとします。

(特別の取扱い)

- 第6条 当社の責に帰すべき事由により、お客様の取引余力の範囲内で、当社が受信した価格と異なる価格を採用した場合等、異常な約定が成立した場合、当社は、当該異常な約定を相殺するためにお客様の計算において反対売買を追加し、それにより生じた損失を補てんすることにより処理を行えるものとします。
- 2 当社の責に帰すべき事由により、お客様の取引余力の範囲を超えて異常な約定が成立した場合、当社は、第2条第6項の規定にかかわらず、前項の処理方法のほかに当該異常な約定を取り消すことができるものとします。
 - 3 別紙2(1)の2)に定める事由により即時決済取引の売買を停止した場合、当社は、第

2 条第 6 項の規定にかかわらず日本証券業協会の指示に基づき、売買を停止するまでの間に成立したお客様の約定を取り消すことができるものとします。

- 4 本説明書兼同意書および取引ルールに定める内容から外れた約定であることが明らかであると当社が認める場合、第 2 条第 6 項の規定にかかわらず、第 1 項の処理方法のほかにお客様の約定を取り消すことができるものとします。
- 5 前条第 3 項の規定は、前 4 項の処理の過程でお客様が当社に債務を負うこととなった場合に準用します。

(免責事項)

第 7 条 当社は、ネットストック取引規程に定める免責事項以外にも、次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 基準取引所の約定値段の配信または売買停止もしくは解除に係る情報の配信が、基準取引所、投資情報配信会社または当社に至るまでの回線サービス等の異常により遅延し、またはその内容が誤っていること
 - (2) 約定処理に使用する価格に関し、当社が価格を受信してから約定処理に用いるまでの演算処理に係る合理的な時間の範囲内において生じる時間差により、約定処理に採用または使用されないこと
 - (3) 通信回線・システム機器の瑕疵、障害または停電などにより、PTS における約定処理が停止し、または遅延すること
- 2 当社は、いかなる場合においても、逸失利益に対する補償は行わないものとします。

(改定)

第 8 条 本説明書兼同意書は法令等の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定することがあります。

- 2 改定の手続きは、ネットストック取引規程に準じます。

以上

別紙1 即時決済取引における基本的事項

項目	内容
(1) 取引時間	<p>前場 09:00～12:00</p> <p>後場 12:30～基準取引所の後場立会取引終了時刻</p> <p>ただし、基準取引所の後場立会取引終了時刻以後に基準取引所の約定値段を受信した場合には約定処理を行う場合があります。</p>
(2) 取引日	<p>基準取引所に準じます。</p> <p>ただし、以下の場合は取引を行いません。なお、以下の1)から3)に定める取引停止事由の発生を当社が事前に行うことができない場合、発生後に取引を停止することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該上場株式等の権利落ち日から権利確定日までの間 2) 当該上場株式等の株式移転、合併等の効力発生日 3) 基準取引所への新規上場銘柄について、基準取引所での初値決定日から4営業日目までの間(但し、新規上場日において当社に預り残高がある場合を除きます。) 4) その他当社が必要と認める期間
(3) 注文受付時間	05:00～基準取引所の後場立会取引終了時刻、17:00～翌02:00
(4) 取扱銘柄	国内の取引所に上場されている銘柄のうち当社が選定した銘柄
(5) 取引単位	基準取引所に準じます。
(6) 注文の有効期間	当日のみ
(7) 受渡日時	約定と同時(同日・同時刻)
(8) 注文方法	指値および成行
(9) 基準価格	基準取引所に準じます。
(10) 呼値の単位	基準取引所に準じます。
(11) 値幅制限	基準取引所に準じます。
(12) 代金の決済	受渡日時に当社口座内で精算します。
(13) 株式等の受渡	受渡日時に当社口座内で行います。

(14) 注文の受付	インターネット経由(携帯サイトを除く)でのみ受け付けます。 システム障害時においてもインターネット以外の方法による注文の受付は行いません。
(15) 板寄せ、ストップ配分	行いません。
(16) 取引時の留意事項	お客様は、注文入力時に PTS での取引である旨を明示するものとします。

別紙 2 即時決済取引における売買の停止または制限

(1) 売買の停止または制限	次に該当する場合、当社は予告の有無にかかわらず、即時決済取引において取扱う上場株式等の売買を停止または制限できるものとします。 1) 当該上場株式等について、基準取引所が売買の停止その他の規制措置をとった場合 2) 当該上場株式等について、日本証券業協会が取引所金融商品市場外での売買の停止その他の規制措置をとった場合 3) 当社システムの全部または一部が停止した場合など、円滑な PTS 運営に支障を来すと当社が判断した場合 4) その他やむを得ない事情により当社が必要と認める場合
(2) 売買停止後の対応	1) 売買停止中に当社が注文を受託しない場合 売買を再開する場合、その旨を事前にお客様に通知し、売買再開までに一定の時間を設け、既に受託している注文の変更・取消および新規注文の受け付けを行います。 2) 売買停止中に当社が注文を受託している場合 (イ) (1)の 1) または 2) に該当し、売買を停止または制限した場合、売買再開までに一定の時間を設けることなく売買再開します。 (ロ) その他の場合、(イ)に定める方法のほか、1)の方法により売買再開を行うこともできるものとします。

別紙3 留意事項

- (1) 即時決済取引は当社独自の市場価格売買方式によるものであり、原則として、基準取引所の約定値段を受信し、1秒間隔で採用した価格のうち最新の価格で約定処理がなされますので、基準取引所の約定値段が全て約定処理に採用または使用されるとは限りません。また、発注時点の基準取引所における最良気配の範囲で取引されるとは限りません。詳細は取引ルールをご確認ください。
- (2) お客様のインターネット環境によって、お客様が注文の確認の入力をしてから当社が受託するまでに要する時間が異なるため、お客様が発注前に確認された注文状況または直近の約定価格と異なる注文状況または価格においてお客様の注文の約定処理を行うことがあります。
- (3) 即時決済取引に係る課税は取引所取引と同様です。特定口座の譲渡損益について、当社は、取引所取引と即時決済取引を合わせて約定日基準で計算します。

(平成22年1月)

私は、上記説明(別紙を含みます。)の内容を十分に理解し、同意した上で、即時決済取引口座の開設を申込みます。